

水稻共済加入者の皆様へ

新潟県農業共済組合

登熟不良の発生と損害評価

水稻は、出穂期以降20日間程度の気温が高温等で推移すると、外見上判断できない白未熟粒等が発生する可能性が高くなります。

現在加入されている半相殺、全相殺方式または地域インデックス方式は収量補償であるため、品質または等級の低下では、通常、共済金の支払い対象となりません。

しかし、当組合管内で白未熟粒等が広範囲に発生し、規格外米が相当割合発生した場合は、当組合の申請及び国の認定により、特例的に白未熟粒等の発生量を共済減収量に加味して、損害評価（特例措置）を実施できる場合があります。

被害申告される場合の注意点

玄米の状況などを確認いただき、登熟不良などの高温障害により、白未熟粒等が半分程度以上発生している場合は、収穫される前に被害申告を行ってください。

なお、被害申告の方法は、送付された「水稻損害評価のお知らせ」をご確認ください。

共済金支払対象にならない場合があります

白未熟粒等の被害申告をいただいても、今後の生育・被害状況等により特例措置が実施されない場合や、特例措置が実施されても一定の割合を超える減収とならない場合は、共済金の支払対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】 お近くのNOSA Iまでご連絡ください。